公益財団法人板橋区スポーツ協会　加盟団体代表委員会規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は公益財団法人板橋区スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第 15 条に基づいて設置された加盟団体代表委員会（以下「代表委員会」という。）に関することを定める。

第２章　加盟団体代表委員

（構成）

第２条　加盟団体代表委員（以下「代表委員」という。）は 70 名以内とする。

２　代表委員は、本会の加盟団体から各２名選出する。

３　前項のほか必要に応じ、会長の推薦により学識経験者の中から代表委員を選出することができる。

４　前項の代表委員の数は、第１項の代表委員の総数の４分の１を超えてはならない。

（職務）

第３条　代表委員は、代表委員会を構成するとともに、本会事業の遂行にあたり理事会と協力し堅実かつ円滑な運営に努めるものとする。

２　代表委員は、本会定款第３９条に定める専門部会に所属する。

（任期）

第４条　代表委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　補欠による代表委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　代表委員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

４　代表委員は、代表委員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事由がある場合には、その任期中においても理事会の決議によりこれを解任することができる。

第３章　代表委員会

（審議事項）

第５条　本会理事会は、次に掲げる事項について必要に応じて代表委員会の意見を聴かなければならない。

(1)　事業計画及び収支予算に関すること

(2)　事業報告及び収支決算に関すること

(3)　その他本会の業務に関する重要事項で会長が必要と認めた事項

２　代表委員会は、評議員、理事、監事候補者の推薦にあたり、理事会の求めに応じ、必要な提言を行うことができる。

（招集・議長）

第６条　代表委員会は毎年２回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合はこれを招集することができる。

２　代表委員会の議長は会長とする。

（定足数）

第７条　代表委員会は、代表委員現在数２分の１以上出席をもって成立する。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意見を表したものは出席者とみなす。

第４章　事務局

（事務局）

第８条　代表委員会の事務は、本会事務局において処理する。

第５章　補則

（規程の変更）

第９条　この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附　則

１　この規程は、本会定款附則１に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　平成２７年４月１５日一部改正

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。